

民事控訴審の理論と実務について、
全分野にわたり体系的に研究した基本書

民事控訴審の
判決と審理

[第2版]

井上 繁規

第一法規

民事控訴審の 判決と審理

[第2版]

著者 井上 繁規 (東京高裁判事・部総括)

A5判・単行本・496頁 定価 本体4,200円+税

裁判官・弁護士・研究者——
民事訴訟に携わるすべての方々に！

本書の内容

- ◆平成25年1月1日施行「非訟事件手続法」「家事事件手続法」に対応した第2版！
- ◆民事訴訟の判決と審理についての諸問題を類型化・分析し、判例・学説・実務取扱いを踏まえて、解決指針を提示。
- ◆重要な判決の文例を多数紹介し、判決文のあるべき姿を詳細に提示。

内容構成 (目次より抜粋)

第1編 民事控訴審の判決書

控訴の意義、事件及び効力／事件番号・事件名及び当事者／
判決主文／破棄差戻し後の控訴審の審判

第2編 民事控訴審の審理

総論／第1回口頭弁論期日前の運用／続行期日における審理／
控訴審の判決書／民事控訴審の審理についての5つの提言／
ドイツの民事控訴審の実情



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

改訂のポイント

- 民事控訴審に関連する重要な最高裁判例を追加しました
- 平成25年1月1日施行「非訟事件手続法」「家事事件手続法」「非訟事件手続規則」「家事事件手続規則」に対応し、解説を見直しました
- 読者の要望に応え、実務に動きがある部分について、解説を拡充しました

4 審判の対象

なければならない（民訴法285条）。第1審判決の言渡し前にされた控訴の申立ては不適法である（最一小判昭和24・8・18民集3巻9号376頁）。補助参加人の控訴期間は、被参加人への第1審判決書の送達の日から起算される（最一小判昭和50・7・3判時790号59頁）。必要的共同訴訟において、自己の控訴期間が経過した者については、他の共同訴訟人の控訴期間が残っている場合でも、自ら控訴を提起することはできないとする裁判例がある（名古屋高金沢支判昭和63・10・31高民41巻3号139頁）。

控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第1審裁判所が、決定で、控訴を却下する（民訴法287条）。また、控訴状の記載が法定の方式に違反する場合や法定の控訴提起の手料を納付しない場合において、その補正がされないときは、裁判長は、命令で、控訴状を却下する（民訴法288条）。

控訴の提起が適法である場合には、控訴裁判所は、口頭弁論を開いて審理を行うことになる。控訴人は、いかなる範囲において第1審判決の取消し又は変更を求めるかを、控訴状又は控訴理由書その他の準備書面により、審理の早期の段階で、明らかにしなければならない。これがされない控訴審の審判の範囲が定まらないからである。

4 審判の対象

(1) 控訴審における審判の対象

控訴とは、自己に不利な第1審判決を受けた当事者が、上級裁判所に対し、自己に有利に、その裁判の取消し又は変更を求める不服申立てである。それゆえ、控訴審において第1審判決の取消し又は変更を求める当事者は、控訴状に、その判決に対して控訴をする旨を記載しなければならない（民訴法286条2項2号）。ただし、控訴人は、控訴の提起に当たっては、控訴状に、第1審判決の表示及びこれに対して控訴をする旨を記載すれば足り、審判の対象となる不服の対象・範囲・内容までを記載することまでは求められていない。したがって、理論的には、不服の対象・範囲・内容は、控訴審の口頭弁論終結時までには明らかにすればよいものということができる（大判昭和7・8・2民集11巻1801頁）。

しかしながら、控訴審の審判は、あくまでも控訴人が取消し又は変更を求める不服申立ての限度においてのみ行われ（民訴法296条1項）、不服申立ての範囲

37

第6節 控訴審の審理

を超えて審理を行うことは許されず、その範囲を超える第1審判決の取消し又は変更を行うことも許されない（民訴法304条1項）。審判の対象が明らかとならなければ、控訴裁判所の審判の対象が特定されないこととなる。

以上の点に照らせば、控訴人としては、控訴審の審理の当初の段階において、控訴審の審判の対象となる不服の対象・範囲・内容を明確にすることが必要であるというべきであり、控訴裁判所としても、控訴審の審理の当初の段階において、不服の対象・範囲・内容を明らかにさせることが求められるものということができる。

このように、控訴審の審判の対象は、第1次的には、控訴人が第1審判決の取消し又は変更を求める不服申立ての主張の当否である。訴えに係る請求の当否自体は、控訴の提起によって不可分の控訴審に移審するが、不服申立ての主張が認められる場合に、第2次的に、控訴審の審判の対象となるものである。

したがって、控訴裁判所は、不服申立ての主張（控訴）に理由がないと認めるときは控訴を棄却し（民訴法302条1項）、不服申立ての主張に理由があると認めるときは、不服申立ての対象となっている範囲内で、第1審判決を取消し又は変更した上（民訴法304条、305条）、請求の当否についての判断を行い、自判・差戻し・移送などの判決をすることとなる。

なお、控訴審の審判の対象が何であるかという問題については、(a) 控訴審は、実際には（統審制の下では）自己の心証に基づき、第1審原告の請求の当否を直接に審理・判断しており、直接には第1審判決の判断の当否を審査せず、第1審原告の請求の当否についての結果を、第1審判決の判断-控訴の当否という形式で判断している（第1審原告の請求の当否について、直接、審理・判断をし、その結果を、控訴の申立てという形式でされるがゆえに、一見第1審判決の判断の当否という間接的な結論の表示（たとえば控訴棄却の判決）をしているが、これは、あくまでも、控訴審が、第1審原告の請求の当否について、直接、審理・判断をした上での結果をどう表現するかの問題ともいえるものであり、第1審判決に対する控訴という不服申立ての形式をとっているがゆえに、このようにされるものであって、これをもって、控訴審が、第1審原告の請求の当否を間接的に判断するという風に説明することは、その法的構造の理解としては正しいとしても、少なくとも、控訴審の実際の審理を究明することからみれば、問題がある。）とする見解と（第1審請求説。奈良次郎「控

38

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

